

## 建設工事の主任技術者等に関する取扱いについて

平成31年4月22日  
契約検査室

建設業法第26条の規定に基づき配置する主任技術者等について、次のとおり取扱うこととする。

### 1 技術者の途中交代について

建設工事の適正な施工を確保するためには、適切な技術者を適正に配置する必要があり、工事途中で施工管理をつかさどる技術者を変更することは望ましくない。

ただし、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省作成）二-二（4）の規定に該当する場合に限り、技術者の変更を認めるものとする。

この場合、受注者は現場代理人・技術者変更届（別紙様式第1号）及び変更理由書（任意様式）を提出するものとする。ただし、事前に監督員と協議して承諾を得なければならない。発注者はその内容を適切に判断した上で処理すること。

### 【監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省作成） 抜粋】

#### 二-二

#### （4）監理技術者等の途中交代

- ・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。
  - ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
  - ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
  - ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・ なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

## 2 建設工事の技術者兼任について

1 件の請負額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事では、建設業法第26条第3項により主任技術者の専任配置が必要となっているが、平成25年及び平成26年に専任要件が緩和され、下記要件を全て満たす場合に限り専任の主任技術者であっても工事を兼任することができる。

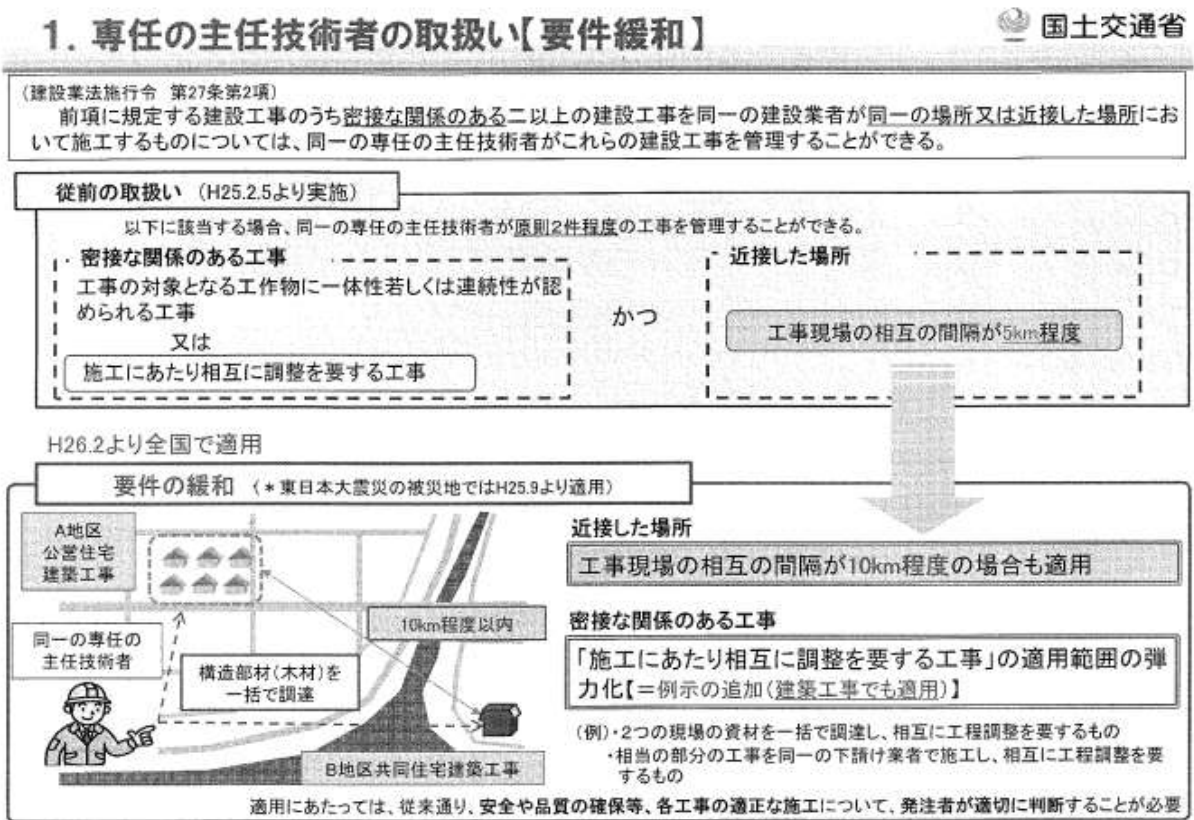
なお、監理技術者には適用されない。

### (1) 専任の主任技術者が兼任することができる工事

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※）で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で概ね10km以内の場所において同一の建設業者が施工する工事
- ② 上記の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事件数は、専任が必要な工事を含む場合は2件とする。

（※） 施工あたり相互に調整を要する工事とは、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む

## 【参 考】



（国土交通省より抜粋）

(2) 兼任する場合の手続きについて

① 主任技術者兼任申請書の提出

ア 施工中の専任の主任技術者を他の工事へ兼任させようとする受注者は、契約後すみやかに主任技術者兼任申請書（別紙様式第2号）及び次に掲げる書類を提出するものとする。

また、承認された場合は、受注済み工事の監督員に対し、主任技術者についての承認通知書の写しを提出する。

- ・ 受注済み工事の当初契約書の写し、工程表
- ・ 兼任を予定している工事の当初契約書の写し、工程表
- ・ 工事の工作物に一体性もしくは連続性が認められること、又は施工にあたり相互に調整を要することの確認資料
- ・ 現場の間隔が10km以内であることの確認資料（位置図等）

(3) 注意事項

- ① 兼任要件を満たしていても、現場の施工管理上兼任を認めない場合がある。
- ② 兼任を認めた工事において、作業事故又は苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備と発注者が判断した場合は兼任の解除を命じる。この場合、請負者は専任することができる別の主任技術者を速やかに配置すること。

3 適用時期

平成31年4月22日から適用し、適用日において現に契約中の工事における主任技術者が、その他の工事の主任技術者と兼任する場合もこの取扱いによるものとする。